

国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議幹事会（第13回）

令和3年7月9日（金）
14：00～15：00
日本国際紛争解決センター東京（オンライン接続）

議 事 次 第

- 1 各府省における国際仲裁の活性化に向けた施策の取組状況について
- 2 一般社団法人日本国際紛争解決センターにおける事業の取組状況について
- 3 意見交換

経済財政運営と改革の基本方針 2021 について

〔 令和 3 年 6 月 18 日
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2021 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2021

日本の未来を拓く 4 つの原動力

～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～

令和 3 年 6 月 18 日

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服と ポストコロナの経済社会のビジョン _____ 1

1. 経済の現状と課題
2. 未来に向けた変化と構造改革
3. ポストコロナの経済社会のビジョン
4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組
 - (1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築
 - (2) 経済好循環の加速・拡大
5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興
 - (1) 防災・減災、国土強靱化
 - (2) 東日本大震災等からの復興

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ _____ 8

1. グリーン社会の実現
 - (1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
 - (2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
 - (3) 成長に資するカーボンプライシングの活用
2. 官民挙げたデジタル化の加速
 - (1) デジタル・ガバメントの確立
 - (2) 民間部門におけるDXの加速
 - (3) デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～
 - (1) 地方への新たな人の流れの促進
 - (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出
 - (3) 賃上げを通じた経済の底上げ
 - (4) 観光・インバウンドの再生

- (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化
- (6) スポーツ・文化芸術の振興
- (7) スマートシティを軸にした多核連携の加速
- (8) 分散型国づくりと個性を活かした地域づくり

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

- (1) 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現
- (2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

- (1) デジタル時代の質の高い教育の実現、イノベーションの促進
- (2) 女性の活躍
- (3) 若者の活躍
- (4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等
- (5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実
- (6) 経済安全保障の確保等
- (7) 戦略的な経済連携の強化
- (8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生
- (9) 外交・安全保障の強化
- (10) 安全で安心な暮らしの実現

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革 — 29

1. 経済・財政一体改革の進捗・成果と感染症で顕在化した課題

2. 社会保障改革

- (1) 感染症を機に進める新たな仕組みの構築
- (2) 団塊の世代の後期高齢者入りを見据えた基盤強化・全世代型社会保障改革

3. 国と地方の新たな役割分担等

4. デジタル化等に対応する文教・科学技術の改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

6. 経済社会の構造変化に対応した税制改革等

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

8. 将来のあるべき経済社会に向けた構造改革・対外経済関係の在り方

1. 当面の経済財政運営について
2. 令和4年度予算編成に向けた考え方

UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）の達成を目指す。また、薬剤耐性対策においても主導的な役割を果たす。

2025年大阪・関西万博を始め、今後予定される大規模国際大会等¹¹⁶に向け着実に準備を進める。

（TPP等経済連携の拡充・強化）

多国間主義を重視し、TPP11やRCEP協定等で推進してきた自由で公正な経済圏の拡大、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組み、世界経済の発展を我が国の経済成長に取り込むとともに、望ましい経済秩序の形成に主導的役割を果たす。

インド太平洋地域での協力等を通じ、経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する¹¹⁷。また、WTO改革に積極的に取り組む。

TPP11については、本年のTPP委員会議長国として、着実な実施及び拡大に向けた議論を主導していく。また、RCEP協定の早期発効及び履行の確保に取り組む。米国、EU及び英国とは、日米貿易協定、日EU・EPA及び日英EPA等を通じ経済関係を更に強化する。

「総合的なTPP等関連政策大綱」¹¹⁸に基づく施策を実施する。投資関連協定¹¹⁹やODA¹²⁰を活用し、企業の海外展開を促進する。

（8）成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生

（対日直接投資の推進）

海外から高度な人材・技術・資金を取り込み、我が国の技術力・研究開発力と結び付け、イノベーション創出、サプライチェーン強靱化等につなげていくため、対日直接投資を一層推進する。このため、「対日直接投資残高を2030年に80兆円、GDP比で12%とすることを旨とする」ことを新たなKPIとして設定する¹²¹。将来的には、可能な限り、更なる高みを目指して必要な取組を進める。KPIの達成に向け、先端半導体や洋上風力関連機器といったデジタル、グリーン分野等における外国企業の生産拠点立地や日本企業との協業の促進、スタートアップ、大学発ベンチャーの創出など創造的で活力のあるイノベーション・エコシステムの構築、法令等の外国語訳の推進などビジネス環境整備の加速、観光・農林水産品など地域の強みを活かした投資の促進等を官民連携の下、着実かつ一体的に実行する。その際、対日直接投資が技術流出等を通じて国の安全等を損なうおそれがないよう、安全保障上の観点から万全の取組を実施する。

（国際金融センターの実現）

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関

¹¹⁶ 2027年国際園芸博覧会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会も含む。

¹¹⁷ UNCITRAL等でのルール形成の議論を含む。

¹¹⁸ 令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。

¹¹⁹ 中南米及びアフリカ地域を含む。

¹²⁰ 法制度整備支援を含む。

¹²¹ 「対日直接投資促進戦略」（令和3年6月2日対日直接投資推進会議決定）。

の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

(外国人材の受入れ・共生)

感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止策を講じつつ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」¹²²の施策を着実に実施する。高度外国人材の受入れや活躍を推進するほか、特定技能制度の受入分野追加は、分野を所管する行政機関が人手不足状況が深刻であること等を具体的に示し、法務省を中心に適切な検討を行う。技能実習制度について人権への配慮等の運用の適正化¹²³を行う。これらを含めて、施行2年後の制度の在り方に関する見直しの検討を行う。加えて、不法滞在者に対する長期收容等の課題解消に取り組む。また、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討を進めるとともに、外国人が暮らしやすい地域社会づくり、在留手続におけるデジタル化の推進等の施策の充実を図る。さらに、外国人の支援団体への支援を含めた外国人との共生社会の在り方とその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等を示し、推進する。

(9) 外交・安全保障の強化

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸としつつ、ASEAN、豪州、インド、欧州、太平洋島しょ国など基本的価値を共有する国・地域との協力を深化させる。法の支配を確立する取組等を推進し、国際機関邦人職員の増強、国際裁判を含む紛争処理制度の効果的活用を図る。現下の国際情勢を踏まえ、我が国らしい人権外交を主体的かつ積極的に進める。

第8回アフリカ開発会議に向け、官民一体で諸課題の解決に貢献する。

北朝鮮との関係については、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指す。国際社会における軍縮・不拡散の取組に積極的に貢献する。

感染症の世界的な感染状況を踏まえつつ、人間の安全保障の推進を始めとするODAによる開発協力の効果的・効率的な拡充に取り組む¹²⁴。戦略的対外発信の更なる強化を行う。また、親日派・知日派の拡充に取り組む。

現地の感染症の状況等を踏まえ、邦人保護に係る領事体制の更なる強化を図る。

これらの取組の基盤として、人的体制、財政基盤、在外公館の整備やデジタル化等を図り、外交実施体制の整備を推進する。

周辺各国が防衛費の大幅な増額等¹²⁵により軍事力の強化を図るなど、我が国周辺の安全保障環境がこれまでにない速度で厳しさを増す中、「国家安全保障戦略」¹²⁶等に基づき、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を含む統合運用、多様な経空脅威への対処能力、必要な装備品・弾薬の確保や維持整備等こうした変化への対応に必要な防衛力を大幅に強化し、多次

¹²² 令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定（令和3年度改訂）。特定技能外国人のマッチング支援の充実、外国人在留支援センターにおける効果的な支援の実施、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格と日本語教育機関における教育水準の維持向上、日本語教育機関の振興と活用推進を図るための仕組みについての法制化の検討等日本語教育の強化、外国人の子供の就学支援等に取り組む。

¹²³ 日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合があれば実習先の変更が可能であることの周知等。

¹²⁴ JICAによる人材育成等の協力を含む。

¹²⁵ 主要国における国防費の対GDP比（2019年度）は、我が国0.90%に対して、米国3.05%、韓国2.43%、豪州1.93%、英国1.71%、ドイツ1.25%、中国1.20%。

¹²⁶ 平成25年12月17日閣議決定。

成長戦略フォローアップ

令和 3 年 6 月 18 日

目次

はじめに	1
1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備	1
(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進	1
<i>i)</i> 国民目線のデジタル・ガバメントの推進	1
<i>ii)</i> デジタル社会の共通基盤の整備	2
<i>iii)</i> 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備	5
<i>iv)</i> デジタル人材の育成	8
(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	8
<i>i)</i> 安心安全な 5G・ローカル 5G やポスト 5G の推進	8
<i>ii)</i> いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	10
(3) 携帯電話料金の低廉化	11
(4) デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の 透明化・公正化のためのルール整備	11
(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討	12
(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用	14
(7) スマート農林水産業	14
<i>i)</i> スマート農業の推進	14
<i>ii)</i> スマート林業の推進	17
<i>iii)</i> スマート水産業の推進	18
(8) 企業等における DX の推進	19
(9) サイバーセキュリティの確保	20
2. グリーン分野の成長	22
(1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	22
<i>i)</i> 2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み	22
<i>ii)</i> 分野横断的な主要政策ツール	22
<i>iii)</i> 分野別の課題と対応	23
(2) カーボンプライシング	29
(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み	29
<i>i)</i> 円滑な資金供給に向けた基盤整備	29
<i>ii)</i> グリーンボンド等の取引の環境整備	29
<i>iii)</i> サステナビリティに関する開示の充実	29
<i>iv)</i> 金融機関による融資先支援と官民連携	30
(4) 地域脱炭素ロードマップ	30

(5) 循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他	31
3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現	35
(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換	35
(2) カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用	35
(3) 水素ステーションの整備	35
(4) 電気自動車向けの急速充電設備の整備	35
(5) 石炭火力自家発電のガス転換等	35
(6) 再エネ普及のための送電線網の整備	35
4. 「人」への投資の強化	36
(1) フリーランス保護制度の在り方	36
(2) テレワークの定着に向けた取組	36
(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現 .	37
<i>i) 兼業・副業の促進</i>	<i>37</i>
<i>ii) エssenシャルワーカー等の就業環境の整備</i>	<i>38</i>
<i>iii) 70歳までの就業機会の確保等</i>	<i>38</i>
①70歳までの就業機会確保	38
②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し	38
<i>iv) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援</i>	<i>38</i>
①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備	38
②人的資本情報の「見える化」の推進	39
③賃金	39
(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進	40
<i>i) 女性活躍の更なる拡大</i>	<i>40</i>
<i>ii) 高度外国人材の受入促進</i>	<i>41</i>
<i>iii) 中途採用・経験者採用の促進</i>	<i>44</i>
<i>iv) 企業組織の変革の推進</i>	<i>44</i>
(5) 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化	44
(6) 労働移動の円滑化	44
<i>i) 雇用の維持と労働移動の円滑化</i>	<i>45</i>
<i>ii) リカレント教育の推進</i>	<i>45</i>
<i>iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備</i>	<i>47</i>
(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実 ...	47
<i>i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>47</i>
<i>ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成</i>	<i>49</i>
<i>iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用</i>	<i>50</i>
(8) 全世代型社会保障改革の方針の実施	51

5. 経済安全保障の確保と集中投資	52
(1) 経済安全保障政策の推進	52
<i>i)</i> 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保	52
<i>ii)</i> 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上	52
<i>iii)</i> 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討	52
(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進	52
(3) 次世代データセンターの最適配置の推進	53
(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進	53
(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン	53
(6) ものづくり基盤の強化	53
6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備	54
(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し	54
(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討	54
(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備	54
(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進	54
(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援	54
7. 事業再構築・事業再生の環境整備	56
(1) 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備	56
<i>i)</i> 資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進	56
<i>ii)</i> 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討	56
(2) 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備	56
<i>i)</i> 中小企業の私的整理等のガイドライン	56
<i>ii)</i> 個人破産への対応	56
<i>iii)</i> 金融機関等の取組	56
(3) 企業の収益力の回復	56
8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方	57
(1) 規制改革の推進	57
<i>i)</i> 国家戦略特区の推進	57
①更なる規制改革事項	57
②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開	58
<i>ii)</i> サンドボックス制度の活用	60
(2) 競争政策のリデザイン	61
<i>i)</i> 公正取引委員会の唱導の強化	61

ii) 公正取引委員会の体制及び執行の強化	61
9. 足腰の強い中小企業の構築	62
(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援	62
i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援	62
ii) 事業再構築への支援	63
(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上	64
i) 中堅・中小企業の海外展開支援	64
ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上	65
(3) 大企業と中小企業との取引の適正化	66
i) 下請取引の適正化	66
ii) 大企業と中小企業の連携促進	66
iii) 約束手形の利用の廃止	67
iv) 系列を超えた取引拡大	67
(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援	67
(5) 官民連携による経営支援の高度化	67
(6) デジタル化を通じた生産性向上	67
10. イノベーションへの投資の強化	69
(1) リバースイノベーションの推進	69
(2) 文理融合の推進	69
(3) 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速	70
(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革	73
(5) 知的財産戦略の推進	74
(6) 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会	76
(7) 福島における新たな産業の創出	77
11. コーポレートガバナンス改革	78
12. 重要分野における取組	80
(1) ワクチンの国内での開発・生産	80
(2) 医薬品産業の成長戦略	81
i) ライフサイエンスの強化、国際展開	81
ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX	83
①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進	83
②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進	85
③医療・介護現場の組織改革等	88
iii) 疾病・介護の予防	89
(3) 海洋	92

(4) 宇宙	93
(5) PPP/PFI の推進強化	94
(6) 国際金融センターの実現	96
(7) 対日直接投資の促進	96
(8) 個別分野の制度改革	97
<i>i)</i> 自動配送ロボットの制度整備	97
<i>ii)</i> 電動キックボードの制度整備	98
<i>iii)</i> ドローン等の制度整備	98
<i>iv)</i> キャッシュレスの環境整備	99
(9) フィンテック／金融	100
(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決	101
<i>i)</i> インフラの整備・維持管理	101
<i>ii)</i> 防災・災害対応	103
<i>iii)</i> 交通・物流	104
<i>iv)</i> 都市の競争力向上	106
(11) モビリティ	107
<i>i)</i> 自動運転の社会実装	107
<i>ii)</i> 日本版 MaaS の推進	108
<i>iii)</i> モビリティの DX、次世代技術の社会実装	108
(12) ロボット技術の社会実装	109
1 3 . 地方創生	111
(1) 観光立国の実現	111
<i>i)</i> 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生	111
<i>ii)</i> 魅力ある観光地域とコンテンツ造成	112
<i>iii)</i> インバウンド等の段階的復活	113
(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現	114
<i>i)</i> 輸出促進等「新たなマーケット」の創出	114
①農林水産物・食品の輸出の促進	114
②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大	116
③新事業分野の開拓	116
<i>ii)</i> 農業の生産基盤の強化	117
①生産基盤の確保・強化	117
②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化	119
<i>iii)</i> 林業の成長産業化	120
<i>iv)</i> 水産業の成長産業化	121
<i>v)</i> 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジ	

ネスの創出等	122
(3) 地域金融機関の基盤強化	123
(4) 地域企業のための経営人材マッチング促進	123
(5) 地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大	123
(6) 地域公共交通の活性化	124
(7) スーパーシティ構想等の推進	124
(8) 地域づくり人材の確保	125
(9) 土地政策	125
(10) スポーツ産業の未来開拓	125
i) ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化	126
ii) スポーツを核とした地域活性化	127
(11) 文化芸術資源を活用した経済活性化	128
i) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進	128
ii) 文化芸術資源を核とした地域活性化	129
1 4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現	131
(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導	131
i) 多角的貿易体制の維持・強化	131
ii) 経済連携交渉、投資関連協定	131
iii) DFFT のための国際ルール作り	132
(2) 基本的価値を共有する同志国との協力拡大	132
(3) 日本企業の国際展開支援	132
i) インフラシステム海外展開	132
ii) SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開	134
(4) クールジャパン等	135

【別添】成長戦略フォローアップ工程表

ことから、在外公館における弁護士を活用した企業支援やインフラアドバイザーを活用した支援を推進する。また、進出先国の人権状況・水準の向上のための取組を含め、日本企業の現地での一層の人権尊重に資する取組を行う。

- ・中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、株式会社日本貿易保険（NEXI）が2021年1月に開始した特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧を無料で提供するサービスを周知する。
- ・国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上

- ・連携の在り方の見直しも含め、M&A支援機関との連携を強化するとともに、業務の標準化や人材育成を進めることで、「事業承継・引継ぎ支援センター」の機能強化を図る。
- ・事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家の活用費用や表明保証保険の保険料等を支援する事業承継・引継ぎ補助金等について、中小企業の更なる利便性向上を図る。
- ・後継者不在の中小企業の経営資源等を活用しつつ、リスクやコストを抑えた創業を促すため、事業承継・引継ぎ補助金も活用しながら、他者の経営資源を引き継いで行う創業（経営資源引継ぎ型創業）を支援する。
- ・M&Aを経営戦略の一部として捉え、M&A後の経営統合も含めた一体的な取組が促されるよう、M&A後の経営統合（PMI）の在り方に関する指針を2021年度中に策定する。
- ・サーチファンド等の新たな投資分野への取組の促進等、中小企業経営力強化支援ファンドの活用を含め、中小企業向けファンドの裾野の拡大に向けた取組を進める。
- ・中小企業を当事者とするM&Aの譲渡価格や手数料等の相場観を形成するとともに、M&Aに関する知識や経験が十分でない中小企業においてもM&A支援機関からの提案等の妥当性を判断できるよう、2021年度に企業価値評価ツールの提供に向けた試行的取組を進めるとともに、他のM&A支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンの取組を支援する。

司法制度調査会2021提言

～デジタル化及び国際化が進展する中での司法の在り方～

令和3年4月21日

自由民主党政務調査会

司法制度調査会

目次

はじめに.....	1
第1 司法分野・法務行政におけるデジタル化の推進.....	2
1 社会のデジタル化に対応した司法分野、法務行政への転換.....	2
(1) デジタル社会の到来と司法分野、法務行政の対応の必要性.....	2
(2) デジタル化推進に向けた3つの視点.....	2
ア 国民にとって利用しやすい制度設計を行うほか、当事者の負担軽減効果を提示していくこと.....	2
イ 単に現在のスキームを電子化するのみならず、将来的なデジタル化やAI技術の活用を視野に入れた検討を行うこと.....	3
ウ 最後は「人の判断」が求められることを前提に、必要性判断とリスクへの対応に万全を期すこと.....	4
2 司法分野におけるデジタル化に向けた取組.....	4
(1) 民事裁判手続等.....	4
ア 民事裁判手続のIT化の現状.....	4
イ 民事司法全般の手続のIT化に向けて.....	5
(2) 裁判外紛争解決手続.....	6
ア 裁判外紛争解決手続のデジタル化の必要性.....	6
イ ODRの実装に向けて.....	7
ウ 民事判決情報のデータベース化に向けて.....	7
(3) 刑事手続.....	7
ア 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における検討..	7
イ 法制化を含む基盤整備に向けた積極的かつ迅速な取組.....	8
ウ プライバシー保護のためのセキュリティ確保.....	8
(4) 各種手続全般のIT化の前提となる法テラスの法律相談のIT化.....	8
3 法務行政におけるデジタル化に向けた取組.....	8
(1) 法務行政におけるデジタル化の現状.....	8
(2) 更生保護行政における取組.....	9
ア 更生保護行政の現状と課題.....	9
イ 保護司活動のIT化.....	10

ウ	保護観察処遇充実のためのIT化やAI技術の活用.....	10
第2	司法外交の更なる推進.....	11
1	2020司法外交元年と今後の課題.....	11
(1)	「司法外交」の重要施策としての定着.....	11
(2)	2020司法外交元年の意義と課題.....	11
2	京都 kongress のレガシー（成果展開）.....	11
(1)	京都 kongress の成功とそのレガシーの確立.....	11
(2)	具体的施策.....	12
ア	アジア太平洋地域における刑事実務家のネットワーク創設.....	12
イ	ユースフォーラムの定期開催.....	12
ウ	再犯防止国連準則の策定.....	12
3	国際司法人材の養成等.....	12
(1)	国際司法人材育成の現状と課題.....	12
(2)	具体的施策.....	13
ア	国際交渉力の向上に向けた政府における取組の強化.....	13
イ	派遣先となる国際機関への働きかけ、関係省庁の連携強化等.....	13
ウ	国際司法人材のキャリアパスの確立等.....	13
4	更なる「司法外交」の積極的・戦略的推進.....	13
第3	誰一人取り残さない社会の実現に向けた各制度の更なる強化.....	15
1	誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組の推進.....	15
2	性犯罪・性暴力への対応の強化.....	15
(1)	強化方針に沿った各種施策の推進.....	15
(2)	具体的施策.....	16
ア	刑事法の整備に向けた取組の迅速かつ着実な実施.....	16
イ	再犯防止施策の充実強化.....	16
ウ	ワンストップ支援センターの充実強化.....	16
エ	子どもを被害から守るための取組強化.....	16
3	無戸籍者問題解消に向けた抜本的検討.....	17
(1)	無戸籍者の解消状況と残された課題.....	17

(2) 具体的施策	17
ア 無戸籍状態の解消までの期間等の情報の分析及び市区町村・法務局での共有	17
イ インターネットサイトを中心とするウェブコンテンツの更なる充実	18
ウ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化	18
エ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること	18
4 離婚をめぐる子どもの養育に関する問題解決	18
(1) 子ども本位の法制度整備の実現	18
(2) 具体的施策	19
ア 養育費の強制執行支援のためのモデル事業	19
イ 安全・安心な面会交流のための支援モデル事業	20
ウ 離婚前の親講座の展開を進めるモデル事業	20
エ 離婚前後に特化したDV支援策の拡充	20
オ 父母の離婚を経験した子どもに関する実態調査	21
第4 ウィズコロナ時代における日本型多文化共生社会の実現	22
1 日本型多文化共生社会の現状と課題	22
2 日本型多文化共生社会の実現に向けた施策の推進	22
3 具体的施策	23
(1) 一元的相談窓口に対する支援の強化	23
(2) 外国人のニーズを踏まえた情報発信の促進	23
(3) 在留外国人に対する日本語教育・生活オリエンテーションの機会の提供	24
(4) 日本型多文化共生社会を支える人材の育成	24
(5) 持続可能な日本型多文化共生社会の実現に向けて	25
ア 外国人支援団体等に対する支援	25
イ 在留外国人の実情・ニーズの的確な把握	25
(6) 中長期的な行動計画の策定	25
おわりに	26

数の法曹が国際舞台で活躍できるよう後押しをしていく必要がある。

(2) 具体的施策

ア 国際交渉力の向上に向けた政府における取組の強化

法的専門性を基礎とし、的確な交渉・対外発信を行うことのできる裾野の広い国際司法人材を育成するため、法務省職員に対する語学研修のより一層の充実化はもとより、国際機関等が主催する研修・会合への組織的な参加、これらを可能とする組織体制の強化を進めるべきである。

イ 派遣先となる国際機関への働きかけ、関係省庁の連携強化等

国際機関への若手職員派遣等を通じ、国際司法人材の中核を成す人材を育成するとともに、中堅・幹部職員の積極的かつ戦略的な派遣を進めるため、法務省と外務省が連携し、国際的なルール形成に携わる国際機関のポスト獲得等に向けた働きかけや、新規派遣先の確保に向けた的確な拠出、JPO 派遣制度等の活用に必要な資格取得の後押し等の取組を進めるべきである。

ウ 国際司法人材のキャリアパスの確立等

多くの有意な国際司法人材を育成するため、若手、中堅、幹部のいずれの職員にとっても魅力あるキャリアパスの確立、国際司法人材としてのキャリアを前提とした採用枠の設定、在外公館、国際機関等におけるシニアまでの切れ目ない各ポストの確保などの取組を早急に進めるべきである。

4 更なる「司法外交」の積極的・戦略的推進

以上のほか、当調査会は、これまで「司法外交」の具体的な取組として、わが国における国際仲裁の活性化、法制度整備支援の戦略的な推進、わが国の法令・司法情報の国際発信等を掲げ、積極的に展開するよう提言してきたところであり、これらについても、引き続き、積極的かつ戦略的に推進すべきである。

まず、国際仲裁については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、世界経済の混迷が深まる中で、国際商取引から生ずる紛争の解決手段である国際仲裁をわが国で更に活性化させ、アジア随一の紛争解決拠点となることができるよう、官民連携の下、政府・関係機関等が一丸となって知恵を絞り、国際仲裁の活性化に向けて取り得る手段を余すことなく実行していかなければならない。

日本国際紛争解決センター（JIDRC）東京に加え、本年4月に大阪府立国際会議場に移転したJIDRC大阪をアジアにおける拠点と位置付け、国内外の企業に対する周知啓発、将来の仲裁人・仲裁代理人となる若手人材の養成を積極的に進めるべきである。また、コロナ禍を踏まえ、海外の仲裁機関でのオンライントレーニング、オンライン教材の開発・頒布等を通じ、若手弁護士に対する研修を実施するほか、大学やロースクールへの講師派遣等により、学生に積極的にアプローチすべきである。さらに、ウィズコロナ時代においても、世界的に最高品質のデジタルサービスを提供し、わが国で柔軟に充実した審理が行えるよう、仲裁施設のIT設備を更に充実させるべきである。

また、「司法外交」を展開する上で、わが国の法令や司法制度などの情報が国際的に広く提供され、これらへの正しい理解とそれに基づく信頼が得られていることが不可欠の前提となる。

政府においては、日本法令の外国語訳整備プロジェクトとして、法令の英訳公開を行っているが、その公開数は全法令数のわずか10パーセントにも満たないばかりか、翻訳公開まで相当の期間を要しているなど、大きな課題を抱えており、機械翻訳の活用や必要な人的体制等の整備を行うなどし、翻訳公開の迅速化やその充実に積極的に取り組むべきである。



京都コンGRESS サイドイベント

「法の支配と国際仲裁・調停」のご案内

2021年2月19日

法務省（MOJ）・日本弁護士連合会（JFBA）・日本仲裁人協会（JAA）が共催するイベント「法の支配と国際仲裁・調停」につき、ご案内いたします。

急速にグローバル化が進み、国際的な商取引が頻繁に行われる中、法の支配が浸透する社会を実現するためには、刑事司法分野のみならず、民商事法の分野においても公正かつ公平な紛争解決手続を整備する必要があります。近時、民商事法の分野における紛争解決手続としては、裁判外紛争解決手続（ADR）の活用の重要性が指摘されており、国際的な商取引の分野においては、国際仲裁・国際調停の活用がグローバル・スタンダードとなっています。

そこで、今回、およそ50年ぶりに日本で開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議である京都コンGRESS（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）の場において、法の支配の実現の観点から、我が国における国際仲裁及び国際調停の実情及びこれらの活性化に向けた取組について発表し、参加者との間で議論等を行います。

法の支配の実現と国際仲裁・国際調停の活性化という重要な問題について、この分野の第一人者から貴重な情報が提供されますので、奮ってご参加ください。

日 時：2021年3月11日（木）16:30～17:30

場 所：（会場）国立京都国際会館 Room B-2（オンライン）下記登録方法より登録

後 援：日本国際紛争解決センター（JIDRC）、日本商事仲裁協会（JCAA）

プログラム：

司会：出井直樹（弁護士、小島国際法律事務所パートナー、JIDRC 副理事長）

- (1) 法の支配と国際仲裁・国際調停
道垣内正人（早稲田大学大学院法務研究科教授、JCAA 執行理事）
- (2) 日本における国際仲裁の活性化
小原淳見（弁護士、長島・大野・常松法律事務所パートナー、ICCA 理事、JAA 常務理事）
- (3) 日本における国際調停の活性化
岡田春夫（京都国際調停センター（JIMC）センター長、JAA 副理事長）
- (4) 質疑応答

登録方法：下記サイトにより事前登録が必要です。

http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/participants_info/portal_site.html



日本国際紛争解決センター（大阪）JIDRC-Osaka
移転記念イベント

「国際仲裁と大阪」

2021年

4月21日 水 15:00-16:40

Zoom Webinarによるオンライン配信

参加費無料
事前申込制

JIDRC-Osakaは4月1日より、
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）
に移転いたします。



申込方法：下記リンクないしは右記二次元バーコードを読み取り、応募フォームからお申込み下さい。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_a339Z_XjRlGnD-p9qralag

※ 登録頂いた情報は、JIDRC内部で使用する参加者名簿に掲載するほか、主催者からの各種連絡・情報提供以外の目的には利用しません。

申込期限：2021年4月20日（火） 定員：500名 参加費：無料

主催：日本国際紛争解決センター 法務省 日本弁護士連合会 大阪弁護士会

共催：日本仲裁人協会 大阪商工会議所

後援：大阪府 大阪産業局 関西経済連合会 日本商事仲裁協会

香港国際仲裁センター 国際商業会議所 大韓商事仲裁院 シンガポール国際仲裁センター

※ お問い合わせは、JIDRC mail: info@idrc.jp または JIDRC 東京施設 Tel: 03-6273-3991 詳細は <https://idrc.jp/news/0421osaka>



日本国際紛争解決センター（大阪）は、令和3年4月1日、大阪中之島合同庁舎から、大阪国際会議場（グランキューブ大阪）に移転いたします。移転に際しては、大阪府による多大なるご協力を頂きました。大阪府は、2025年に大阪万博を開催し、国際金融都市を目指しています。また大阪を含む関西企業の海外進出は目覚ましいものがありますが、同時に国際的な紛争に巻き込まれる危険をはらんでいます。国際都市を目指す大阪に、国際的な紛争を解決するセンターがあることは、大阪が国際的な都市であることを示し、在関西企業が地元で国際紛争を解決できる道しるべとなるものです。この度、記念すべき移転イベントにおきまして、「国際仲裁と大阪」をテーマに、大阪が魅力ある国際仲裁地であることをご紹介させていただきます。

PROGRAM/プログラム

開会挨拶・来賓挨拶

開会挨拶 日本国際紛争解決センター理事長 青山 善 充
来賓挨拶

大阪の魅力とグランキューブ大阪

スピーカー：西野 栄 次（大阪府府民文化部都市魅力創造局長）
大阪の魅力とグランキューブ大阪の施設を紹介をする。

日本国際紛争解決センター（大阪）について

スピーカー：豊島 ひろ江（日本国際紛争解決センター・事務局次長、弁護士）
JIDRC大阪の利用要綱（料金体系、施設利用の条件等）を紹介する。

プレゼンテーション

「国際仲裁と大阪 ～仲裁条項「仲裁地 大阪」の実現～」（同時通訳あり）

スピーカー：
アンセルモ・レイエス（同志社大学客員教授、シンガポール国際裁判所裁判官）
小原 正 敏（日本国際紛争解決センター・アドバイザーボードメンバー、弁護士）
モデレーター：
児玉 実 史（日本国際紛争解決センター・理事、弁護士）

日本と海外の仲裁実務家による対談形式で、主に地元企業、実務家向けに、契約条項において仲裁地を「大阪」とすることの重要性、どうすれば仲裁地大阪を実現できるかを議論する。

閉会挨拶

JIDRC

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

JFBA
日本弁護士連合会

大阪弁護士会
Osaka Bar Association since 1880

Japan Association of Arbitrators

大阪商工会議所

大阪府

公営財団法人
大阪産業局
OBDA

公営財団法人
関西経済連合会

JCAA
日本商事仲裁協会

HKIAC

ICC
DISPUTE
RESOLUTION
SERVICES

KCAB
INTERNATIONAL

SITAC



日本を仲裁地とする国際仲裁の
拡大のために

仲裁地としての 日本の魅力

共催：



JCAA
日本商事仲裁協会

JIDRC

MOJ 法務省
MINISTRY OF JUSTICE

2021年5月31日

14:00-15:30 (JST)

13:00-14:30 (SGT)

参加登録： Zoom によるウェビナーの参加登録は[こちら](#)。
(ご登録後、ウェビナー参加に関する確認メールが届きます。)



言語： 日本語・英語 (日⇄英の同時通訳つき)

国際仲裁の活性化に向けての政府の取組方針も踏まえ、国際ビジネス紛争に係る仲裁事件で、我が国を仲裁地とするものの案件数は、現状低水準のままです。

かかる現状を打開していくためには、日本が仲裁地としての機能において諸外国と遜色ないことを海外にアピールすることを通じて、日本企業あるいは日系企業と外国企業間の仲裁のみならず、外国企業間の仲裁をも視野に入れて国際仲裁案件を増やしていく必要があると認識しており、このためには、国内企業の利用拡大に注力することに加え、外国企業間の案件拡大への積極的なPRが重要であると認識しております。

そのための第一歩として、日系企業や外国企業の事業拠点、そして東南アジア地域の統括業務を行う事業所が多く、それら企業をサポートする法律関係者の層も厚いシンガポールを主な対象国としたオンライン・シンポジウムの開催を下記のとおり企画いたしました。

*本シンポジウムは新型コロナの対策のため、オンラインで開催します。

問い合わせ先：webinar@jcaa.or.jp

後援団体：



公益社団法人 関西経済連合会



Keidanren
Policy & Action

プログラム

時間(JST)	内容	スピーカー・パネリスト
14:00- 14:02	主催者挨拶	板東一彦 (JCAA理事長)
14:02- 14:07	ショートメッセージ	小野田紀美 (法務大臣政務官)
14:07- 14:17	国際仲裁活性化に向けた日本政府の取組み • 国際仲裁活性化に向けた日本政府の方針及びこれに関連する法的整備（外弁法改正、仲裁法改正、今後の改正）を含めた施策の紹介、今後の方針など。	神吉康二 (法務省大臣官房国際課課付)
14:17- 14:32	仲裁地としての日本の魅力 • 仲裁（法）にフレンドリーな日本の裁判手続き・判例（仲裁判断の維持、執行等） • 虎ノ門、大阪の充実した審問施設、通信環境、日本の地理的、アメニティーの魅力等	小原淳見
14:32- 14:47	JCAAの仲裁 • 仲裁規則の特徴、仲裁人データベースとリスト、実績（内外当事者の割合、手続言語、仲裁人国籍、費用、時間等）	道垣内正人
14:47- 14:52	IPBAメッセージ	Mr. Robert Rhoda (IPBA DRAC Co-Chair)
14:45- 15:30	パネル・ディスカッション：“Japan as a Destination for Arbitration: Myths, Reality and the Near Future” テーマ： • 日本での仲裁の当事者・代理人としての経験 • 日本での仲裁の仲裁人としての経験 • 日本が仲裁地として選択されるための条件（疑問、課題、解決方法） • 意見交換	座長： 手塚裕之 パネリスト： Mr. Matthew Gearing QC Ms. Carita Wallgren-Lindholm Ms. Elaine Wong 道垣内正人





小原淳見

長島・大野・常松法律事務所、パートナー。国際仲裁、国際調停、内外の訴訟等、国際紛争の解決を主に担う。主要な仲裁機関の仲裁規則及びUNCITRALの仲裁規則に基づく仲裁において、仲裁人及び仲裁代理人を務める。ICC国際仲裁裁判所 副所長、LCIA元副所長、ICCA理事、JAA常務理事、ASA理事。



手塚裕之

西村あさひ法律事務所 仲裁・紛争グループ パートナー。国内外の様々な企業問題全般の解決に関与。公益社団法人日本仲裁人協会常務理事のほか、ICCおよびSIAC Court Member、Fellow of CI Arb、ICC Institute of World Business Law Council Memberを務める。



Matthew Gearing QC

Matthew Gearing QCは代表的な仲裁実務家の1人として広く知られており、特に2014年2月にはQueen's Counsel（イングランド&ウェールズ）に任命された。世界中の複雑で注目度の高い商事及び投資条約の仲裁案件を数多く手がけてきた。ICC、UNCITRAL、SIAC、HKIAC、KLRCA、SCC、LCIA、ICSIDの各規則のもとでの仲裁経験を有する。



Carita Wallgren-Lindholm

フィンランドのヘルシンキを拠点とする国際仲裁人。パリのICC仲裁ADR委員会の議長を務めている。SCC、ICC、FAI、LCIA、JCAA、DIA、PCA、ICSID、UNCITRAL、NAFTAを含む機関や規則のもとで商事及び投資紛争の仲裁人を務める。仲裁人としての活動の場は、ヨーロッパのみならず、米国ジョージア州アトランタ及びカリブ海の機関にも及んでいる。



Elaine Wong

Herbert Smith Freehillsのパートナー。シンガポール、東京、パリにおいて実務経験を有する。イギリスとシンガポールの弁護士資格を有しており、JCAA規則を含む主要な仲裁規則のもと、複雑な国際仲裁において企業を代理している。エネルギー、インフラ、テクノロジー、製造業の分野を特に専門とする。仲裁人も務める。



道垣内正人

早稲田大学法科大学院教授、東京大学名誉教授、日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁・調停担当執行理事、国際私法学会理事長、T&K Partnersシニアカウンセル。



「国際仲裁ウェビナー～中国関連ビジネスを中心に～」のご案内

2021年5月27日

法務省、在中国日本国大使館、日本国際紛争解決センター（JIDRC）、日本商事仲裁協会（JCAA）が共催するイベント「国際仲裁ウェビナー～中国関連ビジネスを中心に～」につき、ご案内いたします。

急速にグローバル化が進み、国際的な商取引が頻繁に行われる中、取引から生じる法的紛争による損害を最小限に止めるためには、公正かつ公平な紛争解決手続を利用する必要があります。近時、紛争解決手続としては裁判外紛争解決手続（ADR）の活用の重要性が指摘されており、国際的な商取引の分野においては、国際仲裁の活用がグローバル・スタンダードとなっています。

しかし、日本における国際仲裁の利用件数はいまだ低調に推移しており、その要因の一つに、国際仲裁のユーザーである企業に国際仲裁の有用性が十分に理解されていないことが挙げられています。そこで、今回、中国に拠点を置く日系企業や、中国に関連する事業を行う日本企業を対象に、国際仲裁の実情や日本の仲裁機関の特徴を紹介するとともに、中国において紛争解決条項を含む契約交渉を行う上での留意点、さらには紛争解決の実情などを紹介し、今後の国際仲裁利用のきっかけとしていただければと考えています。

国際的な商取引における紛争解決手続のグローバル・スタンダードである国際仲裁について、中国関連のこの分野に精通する登壇者から有用な情報が提供されますので、奮ってご参加ください。

日 時：2021年7月1日（木）14:00～15:30（日本時間）
13:00～14:30（中国時間）

開催方法：オンライン（下記登録方法より登録）

プログラム：

- 1 挨拶
- 2 国際仲裁の活性化についての日本政府の取組
神吉康二（法務省大臣官房国際課付）
- 3 中国ビジネスの紛争解決手段 ～国際仲裁の基礎知識と契約交渉～
射手矢好雄（弁護士，アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
- 4 日中企業間の紛争解決で活用される JCAA 仲裁の特徴
小川新志（JCAA 仲裁部仲裁課長）
- 5 質疑応答

登録方法：Zoom によるウェビナーの参加登録はこちら。
（ご登録後、ウェビナー参加に関する確認メールが届きます。）

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_84IWolwHT4iRiYZZuYNBzA



国際仲裁活性化に向けた最近の取組（2020 年度以降）

令和 3 年 7 月 9 日
経済産業省

<経産省の取組み>

1. 産業界への周知・働き掛け・情報収集

(1) 国際仲裁活性化に向けた政府の取組について定期的に情報提供及び意見交換

- ・日本商工会議所、経団連、日本組織内弁護士協会 (JILA)
- ・在日本米国商工会議所 (ACCJ)、在日本欧州商工会議所 (EBC)

(2) 商社等の企業や業界団体等との意見交換

国際仲裁活性化に向けた政府の取組について紹介するとともに国際仲裁の利用に当たっての課題等を聴取

ex) 石油鉱業連盟（業界紙への掲載も実施）、電気事業連合会、産業技術総合研究所（2020 年 7 月）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（2020 年 6 月）、農業・食品産業技術総合研究機構（2020 年 7 月）、科学技術振興機構、商社会での説明（2020 年 2 月）、商社各社との国際仲裁活性化に関する意見交換（2020 年 7 月）、電気事業連合会（2020 年 7 月）、石油鉱業連盟（2020 年 9 月、政府の国際仲裁の取組について業界紙に掲載）、日本機械輸出組合（2020 年 12 月）、海外コンサルタント協会 (ECFA)（2020 年 12 月）、日本電機工業会 (JEMA)（2021 年 5 月）

2. 調査事業

「令和 2 年度国際仲裁活性化に向けた調査事業」（みずほ情報総研委託）。各国の国際仲裁活性化に向けた施策や仲裁機関の取組、国際仲裁の利活用に向けた課題や対策等を調査。

<JCAA の取組み>

3. 国内外に向けた広報活動

(1) 国内向けセミナー等の実施（2020 年度：8 件、2021 年度：7 件）

(2) 海外連携セミナー（2020 年度：2 件、2021 年度：4 件*）

* MIAMILAW, MIAS, JIDRC, JCAA 共催セミナー（2021 年 4 月（2 回開催））

法務省、JIDRC、JCAA 共催シンガポール向けセミナーの開催

（外務省、経済産業省、JETRO、経団連他後援、2021 年 5 月）

法務省、JIDRC、JCAA 共催中国向けセミナーの開催（2021 年 7 月）

(3) 英文誌「Japan Commercial Arbitration Journal Vol. 1」2020 年 9 月創刊

(4) メールマガジンでの最新情報提供（2020 年度：27 回、2021 年度：10 回）

(5) 外部機関説明会での説明（新輸出大国コンソーシアム北海道連絡協議会幹事会、近畿医療機器産業海外展開支援セミナー、静岡県海外展開支援ネットワーク連絡会、J A A 関西支部、中小基盤整備機構本部・関東本部 AD 全体会議、九州経済国際化推進機構幹事会、日本機械工業連合会セミナー等）

- (6) 各機関HP・メルマガでの情報提供（経済産業省地域未来牽引企業メルマガ、北地域貿易促進協議会メルマガ、グレーター・ナゴヤニュースレター、近畿経済産業局ウェブマガジン「E! KANSAI」、九州経済産業局海外ビジネスサポート通信等）
 - (7) 各機関誌等への情報提供（日本商工会議所「月刊石垣」、東京中小企業投資育成株式会社「そだとう」、重化学工業新報等）
 - (8) 商工会議所等支援機関との連携（連載記事寄稿：大阪商工会議所、横浜商工会議所、中小企業基盤整備機構近畿本部、ひろしま産業振興機構）
 - (9) 大学等のADRイベント協力・後援（上智大学法科大学院、国際商取引学会）
 - (10) JETRO を通じた広報活動
 - ・新輸出大国コンソーシアム支援機関向けセミナー（2020年6月）
 - ・海外ビジネス支援セミナー（オンライン） 主催：大阪本部（2020年7月）
 - ・新輸出大国コンソーシアム担当者向けの仲裁動画提供（2021年6月）
 - ・国内外向けセミナーへの後援及び海外も含めた広報協力（2021年4月～）
4. JCAA の仲裁規則等改正等及びHPでの情報公開
- ・仲裁人名簿、仲裁費用等情報公開（2020年3月末）
 - ・JCAA 改正仲裁規則施行（迅速仲裁手続、管理料金規定の改正）（2021年7月1日）
 - ・JCAA 仲裁人選任規則施行（2021年7月1日）
5. 仲裁 ADR 広報担当の任命（2020年3月：外国法事務弁護士）、外国人職員（海外弁護士資格あり）雇用（2020年5月）

以上

国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。

そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得ると考えられる。

- (4) もっとも、国際仲裁は民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう、国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組みを踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある。
- (5) アジア諸国（シンガポール、香港、韓国、マレーシア等）が国際紛争解決のハブ化を目指して政府又は地方自治体が振興策を投入し、利用件数増加の成果を挙げていることを踏まえれば、我が国においても、国際的な紛争解決のアジアにおける中核と位置付けられることも視野に入れ、政府として、国際仲裁の活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める必要がある。

2 基盤整備に関する取組

- (1) 関係省庁及び関係諸機関における国際仲裁の各種情報、情勢及びトレンドの把握

各省庁及び各機関が把握している最新の国際仲裁に関する情報の集約【法、外、スポ庁、経産、国交】

海外の仲裁実施機関の手続、運営状況についての調査及び研究【法、外、スポ庁、経産、国交】

国際仲裁の活性化に向けた民間との情報共有の在り方の検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

- (2) 人材育成

国際仲裁を熟知した人材の育成

ア 各国の国際仲裁人材の育成状況の調査及び研究

イ 国内外で開催される外国仲裁機関による国際仲裁に関するセミナー、シンポジウム等への積極的参加、パリの ICC、シンガポールの SIAC、米国の AAA、ロンドンの LCIA 及び香港の HKIAC あるいはスポーツ仲裁裁判所（CAS）等といった海外の著名な仲裁実施機関ないし国際仲裁専門チームを擁する海外の法律事務所への法曹実務家及び個々の業界で実務経験を有する専門家等の政府等による派遣（実習型の調査研究を目的とする長期派遣を含む。）を、関係する仲裁実施機関ないし団体を含め官民連携して検討。官民連携の下で国際仲裁の活性化を

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法(派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。)について検討を開始する。(なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要)【法、スポ庁、経産、国交】

事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

(3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

(4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

(1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 各仲裁実施機関のシンポジウム等とともに、企業関係者や経済団体、弁護士、各種スポーツ関係団体等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発・広報の取組を強化【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、このような企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談を実施【法、外、経産】
- ・ 効果的な広報戦略として、仲裁実施機関における英語等外国語での情報発信をする方策を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情を紹介【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 相手方になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国）の経済団体、法律事務所等をターゲットとした広報の在り方を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

（２） 利用支援策

国際仲裁不活性の原因の一つとして、特に中小企業を中心に仲裁人や代理人の報酬などの高額な仲裁コストが指摘されていることを踏まえて、仲裁コスト負担の軽減に向けた方策が必要である。また、海外の著名な仲裁機関においては、仲裁人候補者等の情報を開示することで透明性を確保するとともに、仲裁利用者の利便性向上に努めているところ、日本においても同様に仲裁人候補者等の情報公開の在り方を検討する必要がある。そのための具体的な方策として、以下のものが考えられる。

（コスト負担の軽減策）

- ・ 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに十分配慮しつつ、国際仲裁のコスト負担を軽減する方策の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討【法】

（仲裁当事者の利便性向上に向けた方策）

- ・ 仲裁当事者による仲裁人選択の利便性向上策として、仲裁機関における仲裁人リスト及び仲裁人に係る情報公開の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】

4 第三国仲裁の活性化に向けた取組

(1) 我が国の仲裁制度・実情に関する積極的発信

日本における国際仲裁を活性化するためには、国内外における戦略的な広報活動が必要である。広報に際しては、日本における国際仲裁の現状、メリットに加え、後記のとおり専門性の高い分野を重点的に紹介するべきである。この点に関する具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 日本の仲裁法制、仲裁合意の有効性が争点となった事案や仲裁取消が求められた事案等に関する公表された裁判例などに関する英語等での対外発信を促進する方策の検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の国際仲裁に係る会議、セミナー等へのスピーカーないしパネリストとしての参加【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) ターゲットを念頭に置いた働きかけ

日本における第三国仲裁を活性化するためには、地政学的な観点を踏まえて、我が国との経済関係が比較的深い国あるいは今後様々な面での交流が進展すると考えられる国等を主なターゲットとしてプロモーションを行う必要がある。具体的な施策は、以下のとおり。

- ・ 我が国における国際仲裁の利用を受け入れやすいと思われるターゲット国の選定、同ターゲット国の経済団体・法律事務所等に対する広報の在り方(現地在外公館を拠点とする広報活動を含む)を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(3) 第三国仲裁を日本に呼び込む上での我が国の強みとなる専門分野の模索

- ・ 専門分野につき、海外の国際仲裁機関の取組を研究するとともに、我が国として力を入れるべき分野の抽出、検討を進める。【法、知財、経産、国交】

5 政府と民間との連携・協力等

- ・ 国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討

世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られている中で、民間主体で京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、我が国における相互の連携の重要性から、両者の効果的な連携の在り方を検討【法、経産、国交】

- ・ また、国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与等に関する UNCITRAL モデル法・条約草案作成の協議に政府として引き続き適切に関与するとともに、その協議結果を踏まえて適切に対応【外、法】

- ・ 国際スポーツ仲裁との連携

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、スポーツ

仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据え、こうした国際スポーツ仲裁機関と適切に協力・連携しつつ、スポーツ仲裁全体の活性化を図るための方策の検討・取組【スポ庁】

- ・ アジア諸国が仲裁振興のため、国内の仲裁実施機関と連携の下、仲裁活性化のための活動を実施していることを踏まえ、我が国においても、仲裁機関の中立性・公正性の確保に十分留意しつつ、既に記載した個別の施策を含め、政府と民間との連携・協力の在り方を検討し、官民が一体となって国際仲裁の活性化に取り組むための措置を講じる。
- ・ 官民連携して国際仲裁を活性化させるための官民協議の場を設けるなど官民連携の枠組作りの検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 企業の法務担当者等の民間の国際仲裁に関与する人材の育成支援
仲裁実施機関や法曹実務家が行う経済団体や個別企業の法務担当者等を対象とした研修への支援【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 各仲裁実施機関及び関係団体等が国内で行っているシンポジウム等の広報周知活動について政府もこれと連携してその発信を強化【法、スポ庁、経産、国交】

令和元年 7 月 4 日
幹事会申合せ

国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する 施策の更なる推進の方向性について

1 本整理の位置づけ

平成 30 年 4 月 25 日に連絡会議がとりまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」(以下「中間とりまとめ」という。)においては、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、意識啓発・広報、人材育成、施設整備、関連法制度の見直し要否の検討等の各施策を行うこととしており、これを踏まえ、現在、関係府省において様々な取組を行っている。

そのような中、法務省においては、本年度から 5 年間、一般社団法人日本国際紛争解決センターへの委託により行う調査業務(以下「法務省委託業務」という。)として、国際仲裁の専用施設を確保して実際の仲裁事件を取り扱いながら、国内外の企業等に対する意識啓発・広報や、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成等の基盤整備に関する施策を総合的・包括的に調査実施することとしており、今後、国際仲裁の活性化に向けた取組が更に本格化することになる。

このような動きを踏まえ、中間とりまとめにおいて言及された基盤整備に係る施策のうち、特に、企業や経済団体、法律家等に対する意識啓発・広報や、国際仲裁人材の育成について、以下の方針に沿って、関係府省が更に連携して取組を加速化していくこととする。

2 意識啓発・広報

【現状】

中間とりまとめを踏まえた企業等に対する意識啓発・広報の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトとして、関西圏を中心とする経済団体、弁護士会、地方自治体等の協力を得て、国際仲裁に関する様々なセミナー・シンポジウム等を開催。
また、東京において、国内外の仲裁機関や法律事務所、関係府省等と連携して、セミナー・シンポジウム等を開催。例えば、本年 1 月に日本弁護士連合会との共催によりロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)議長を招へいして基調講演やパネルディスカッション等を実施。
- ・ 経済産業省においては、海外展開を行っている中堅企業を始めとする日本企業向けに、海外展開セミナー等において周知・広報を行っているほか、日本商工会議所への働きかけや、在日本米国商工会議所、駐日欧州商工会議所等との意見交換を実施。
- ・ 国土交通省においては、法務省と協力し、建設業・不動産業の企業向けに、仲裁の意義や実務等に関するセミナーを開催。
- ・ スポーツ庁では、スポーツ仲裁の趣旨や手続への理解増進等を図るため、「スポーツ仲裁活動推進事業」を実施し、ドーピング防止教育活動とも連携しな

から競技者・競技団体等に対する研修等を実施している。

【今後の主な取組】

今後は、上記のような取組を継続しつつ、特に以下の観点を踏まえて、企業等に対する意識啓発・広報に係る取組を強化していく。

- ・ 国際取引に関する事業者間の契約書等における最も望ましい紛争解決条項として、日本を仲裁地とする仲裁により解決する旨規定することを目指す。
また、仲裁地を外国とせざるを得ない場合であっても、我が国の仲裁機関を利用することや、仲裁人や当事者等が一同に会する審問が日本国内で実施されることを目指す。
- ・ 日本を仲裁地又は仲裁機関若しくは審問場所（以下「仲裁地等」という。）とする利点として、次の3点を示していくことが有益である。
 - 日本における仲裁関連法制（仲裁法・外弁法等）は整備されており、さらに改正に向けた作業が進んでいること
 - 大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトに加えて、2020年3月には、東京にも国際仲裁に関する最新の専用施設が開設されることにより、日本において、首都である東京並びにG20及び万博の開催地である大阪といった複数の都市において仲裁審問手続の実施場所が確保されること
 - 日本には、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野をカバーする仲裁機関が存在していること
- ・ 関係省庁が連携して意識啓発・広報を効果的に行うため、他国との比較を念頭においた我が国の法制上、運用上、設備上の利点を示すような説明資料等を作成する。その上で、企業等が特に交渉力の優位性がある場合において、仲裁地等として我が国が選択されるよう積極的に働きかけることとし、特にそのような優位性がない場合であっても、当該説明資料を用いてわが国の利点について丁寧に説明する。
- ・ 日本に第三国仲裁を呼び込むための外国企業等に対する具体的な広報（日本の売り込み）については、これまで以上に積極的な取組が必要であるところ、今後は、本年9月に、法務省委託業務の一環として、一般社団法人日本国際紛争解決センター、JETRO、在独日本大使館、法務省及び経済産業省の連携により、ドイツ仲裁協会（DIS）と協力した国際仲裁シンポジウムの開催等が予定されており、引き続き、在外公館等と協力してこのような取組を推進し、海外向けの情報発信を強化していく。
- ・ 法務省委託業務においては、仲裁の意義や実務等を分かりやすく解説するとともに、上記の諸点を紹介した広報冊子等（日本語版・英語版）を作成し、専用ウェブサイトやSNSを用いて情報発信することが検討されていることから、関係府省においても、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野に関する広報冊子等を用意して、これらを有効に活用した総合的な広報活動を実施する。

3 人材育成

【現状】

中間とりまとめを踏まえた人材育成の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、先に述べた大阪中之島パイロットプロジェクトを中心に、弁護士会・法律事務所と連携して、国際仲裁実務等に関するセミナーを実施。
- ・ スポーツ庁では、先に述べた「スポーツ仲裁活動推進事業」において、仲裁活動の中核的な人材を育成するため、スポーツ法に造詣のある弁護士や研究者を多様なスポーツ紛争事例がある国へ派遣し、研修及び調査研究を行っている。

【今後の主な取組】

人材育成については、中間とりまとめにおいて、国際仲裁に関するセミナー等への積極的参加や、海外の著名な仲裁実施機関等への派遣の検討、専門分野の知見を有する人材育成の方策の検討等を実施することとしているところ、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力して、引き続き国際仲裁を熟知した人材の育成に、政府として可能な限り取り組んでいく。

- ・ 法務省委託業務において、望ましい研修プログラムの在り方の検討、研修用教材・事例集の作成のほか、I C C（国際商業会議所）等と連携した弁護士等向けの研修プログラムの実施等を企画しており、これらを着実に実施する。
- ・ 海外の仲裁実施機関への派遣については、法務省と香港法務庁との協力覚書に基づく H K I A C（香港国際仲裁センター）への派遣等が検討されているが、引き続き、外国政府・仲裁実施機関との連携を強化し、派遣先の拡大に努める。
- ・ 以上のほか、知的財産やスポーツ仲裁など、専門分野の知見を有する国際仲裁人材の育成についても、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力し、引き続き取り組んでいく。